

工事監理業務区分表

監理業務区分について特記に別の定めがある場合は特記仕様書を優先する。
 また、特記仕様書にて受注者が行わない項目は適用しない。
 工事と監理業務の監督員がそれぞれ異なる場合には、監督員が必要な調整を行う。

1. 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 工事監理方針の説明		承諾	提出		当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。
(ii) 工事監理方法変更の場合の協議		協議	協議		当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等の業務

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 設計図書の内容の把握	指示	確認	報告		設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。
(ii) 質疑書の検討	指示	確認	報告	打合せ	工事施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。 また、監督員からの質疑・指示があった事項について、その内容を打合せにより正確に工事施工者等に伝える。 監督員への報告及び工事施工者への伝達に際し、必要に応じて説明図等を作成する。

(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 施工図等の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が作成し、提出する施工図（現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
(i)' 色等の指示	指示	確認	報告	検討	材料の色、柄等について検討し、監督員に報告する。
(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事施工者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案又は提出（現場搬入）された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、検査を実施し、その旨を監督員に報告する。 検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工事と設計図書との照合及び確認			確認		工事施工者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	指示	確認	報告		<p>(4)の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。</p> <p>(4)の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合は直ちに監督員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。</p> <p>(4)の結果、監督員から適合していない箇所を示された場合においても、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。</p> <p>工事施工者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。</p>

(6) 業務報告書等の提出

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
業務報告書等の提出		確認	提出		工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、契約図書により義務付けられた提出書類及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2. 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工程表の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	<p>工事請負契約の定めにより工事施工者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。</p> <p>検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事施工者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。</p>

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	<p>設計図書の定めにより工事施工者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。</p> <p>検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事施工者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。</p>

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	指示	確認	報告	確認 検討	<p>工事施工者等が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。</p> <p>検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事施工者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。</p> <p>工事施工者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。</p>
(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	指示	確認	報告	立合い 確認等	<p>工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また工事施工者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。</p>
(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	指示	確認 指示	報告	検査	<p>工事施工者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。</p>

(4) 関係機関の検査の立会い等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
関係機関の検査の立会い等	立会い	確認	報告	立会い	<p>関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。</p>